

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

融資を受けたい

□□□ 中小企業高度化資金貸付制度 □□□

中小企業高度化資金貸付制度は、中小企業者が組織した組合等に長期・低利又は無利子で資金を融資する制度で、貸付に当たっては県と中小企業基盤整備機構が連携してサポートします。

● 対象者

中小企業者が、共同して経営基盤の強化を図るために設立した組合等

● 支援内容

県が独立行政法人中小企業基盤整備機構と協力して、事業計画への指導、助言、経営支援を行うとともに、経営基盤の強化等を図るために必要な資金を長期・低利（特定の要件を満たす場合は無利子）の条件で融資する制度です。

● 貸付対象となる施設等

土地、建物、構築物、設備

● 貸付限度額

原則として対象事業費の８０％以内

● 貸付期間

２０年以内（据置期間 ３年以内）

● ご利用方法

県又は中小企業団体中央会、お近くの商工会議所、商工会などの支援機関にご相談ください。

問合せ先

宮崎県 商工政策課経営金融支援室 経営金融支援担当 TEL 0985-26-7097